

家畜保健衛生所情報

令和3年8月6日

山梨県で豚熱が発生

山梨県において、国内で70例目の豚熱の発生が確認されました。発生状況は次のとおりです。

| 発生場所 | 発生日 | 飼養頭数 |
|--------|----------|---------|
| 山梨県道志村 | 令和3年8月6日 | 約1,700頭 |

*経緯

- 当該農場は、国内69例目農場（神奈川県相模原市）に子豚を出荷し、経過を観察しており、8月4日、防疫指針に基づき山梨県が検査を実施したところ、豚熱の疑いを確認。
- 国で精密検査を実施し、8月6日、豚熱の患畜であることが判明。

養豚農家をはじめとする、豚等を飼養している皆様におかれましては、豚熱等の疾病の発生や感染拡大防止のため、再度、飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、特に次の事項について注意していただきますよう、よろしく申し上げます。

- 消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止
- 毎日の健康観察と異常豚の早期発見・早期通報（次項参照）
 - 異常豚を発見した場合は家畜保健衛生所に連絡してください。
- 食品残さの適正使用
畜産物を含む飼料を与える場合は攪拌しながら90℃以上60分間以上またはこれと同等以上の効果のある方法で加熱処理し、処理温度等の計測を行い、その記録を保管してください。
- 野生動物対策
 - いのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策を徹底してください。
 - 豚舎周囲の清掃、整理・整頓
(特に飼料タンク下の残さによる野生動物誘引に注意)
- 畜産関係者等の海外渡航の自粛
 - 特に豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航は可能な限り自粛してください。

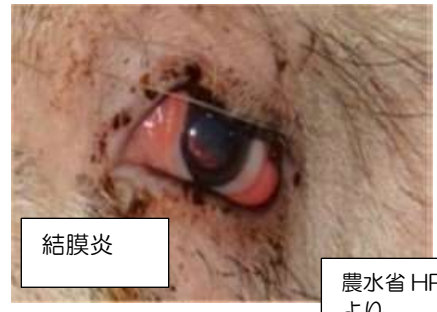
豚熱について

家畜伝染病予防法により、特定症状を呈している家畜を発見した場合は届出が義務付けられています。

このような症状を含む異常がみられた場合は必ず家畜保健衛生所に届け出てください。

※ 特定症状

- 耳翼、下腹部または四肢等の紫斑
- 同一の畜房内において、以下の症状を示す豚がおおむね 1 週間程度で増加していること
 - ① 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退
 - ②便秘、下痢
 - ③結膜炎(目ヤニ)
 - ④ 歩行困難、後軀麻痺、けいれん
 - ⑤削瘦、被毛粗剛、発育不良(ひね豚)
 - ⑥ 流死産等の異常産の発生
 - ⑦皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- 同一の畜舎内において、概ね 1 週間程度に複数の豚が突然死すること



農水省 HP
より

なお、豚熱についての最新情報は下記ホームページについてもお確認ください。

- ・ 農林水産省：<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/>
- ・ 農研機構：https://www.naro.affrc.go.jp/niah/swine_fever/index.html
- ・ 山梨県：<https://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/>

〈[農林水産省 HP](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/)〉



〈[農研機構 HP](https://www.naro.affrc.go.jp/niah/swine_fever/index.html)〉



〈[山梨県 HP](https://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/)〉



本情報に関するお問い合わせは

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北 1-59

TEL : 072-458-1151 FAX : 072-458-1152
